

令和元年度第4回広島市環境影響評価審査会 議事録

議 題：南工場建替事業に係る環境影響評価実施計画書について

1 日時：令和2年3月27日（金）10時から10時45分まで

2 場所：広島市役所本庁舎14階 第7会議室

3 出席者

(1) 審査会委員（五十音順、敬称略）

今川朱美、上村信行、香田次郎、清水則雄、菅谷英美、田中健路、棚橋久美子（副会長）、
富川久美子、西村公伸、保坂哲朗、堀越孝雄（会長）、松川太一、吉富健一、和崎淳

(2) 事務局

植竹環境局次長、上田環境保全課長、花木課長補佐 他2名

(3) 事業者等

広島市環境局施設部施設課 高橋施設課長 他1名

広島市環境局施設部工務課 岩佐工務課長

株式会社東和テクノロジー 2名

(4) 傍聴者

0名

(5) 報道機関

1社

4 会議概要

(1) 審査会は公開で行った。

(2) 南工場建替事業に係る環境影響評価実施計画書について質疑等を行った。

(3) 南工場建替事業に係る環境影響評価実施計画書に対する答申案について、審議を行った。

5 審議結果概要

(1) 南工場建替事業に係る環境影響評価実施計画書の内容等について、各委員から意見が出された。

(2) 南工場建替事業に係る環境影響評価実施計画書に対する答申案はおおむね了承され、答申は会長に一任することとなった。

6 会議資料

- ・資料1 広島市環境影響評価条例に基づく環境影響評価の手続
- ・資料2 南工場建替事業に係る環境影響評価実施計画書及びその要約書
- ・資料3 南工場建替事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の選定書
- ・資料4 市民意見の概要及び事業者の見解
- ・資料5 関係自治体意見
- ・資料6 委員意見とその取扱いについて
- ・資料7 南工場建替事業に係る環境影響評価実施計画書について（答申案）
- ・資料8 令和元年度第3回広島市環境影響評価審査会議事録

〔審議結果〕

○花木課長補佐 定刻になりましたので、只今から、令和元年度第4回広島市環境影響評価審査会を開会いたします。

本日の議題は、1月17日の審査会に引き続いて、「南工場建替事業に係る環境影響評価実施計画書について」です。まず、本日は委員定数15名に対して、御出席委員が14名と、本審査会の定足数の過半数に達しておりますことを御報告申し上げます。

次に、本日は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、審議時間の短縮を予定しておりますので、御協力の程よろしくをお願いいたします。本日の審査会は2部構成としており、まず、環境影響評価実施計画書に関する追加の御質問等を、次に答申案に関する御審議をお願いいたします。前半の御質問等への回答のため、事業者である広島市環境局施設部施設課と工務課の職員と、本事業のコンサルタントである株式会社東和テクノロジーの方に、御出席いただいております。

それでは、これから先の議事進行は、堀越会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○堀越会長 おはようございます。それでは前回に引き続きまして、南工場建替事業に係る環境影響評価実施計画書につきまして審議を行います。まず、事務局から資料の説明をお願いします。

【環境保全課長が会議資料について説明】

○堀越会長 資料5の広島県の意見について、事業者からコメントがあれば、お願いいたします。

○事業者 関係自治体意見のうち広島県の御意見について、工事の実施における資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び施設の供用における廃棄物の搬出入に係る車両の運行に伴う粉じん等については、広島県の御意見のとおり、環境影響評価項目として新たに追加し、適切に調査・予測・評価を行うことといたします。なお、調査・予測・評価の手法等の詳細につきましては、今後、検討したいと考えております。

○堀越会長 ありがとうございます。それでは、実施計画書について追加の御質問等があれば、お願いいたします。審議のポイントとしては、環境要素の抽出、調査・予測・評価等の方法が適切かどうか、それから、市民意見が出ておりますので、それに基づいての御意見もありましたら、よろしくお願いいたします。

御意見が出ないようなので、まず私から、市民意見についての資料4の2頁、アスベストの記載についてですが、事業者の見解は、解体工事中のアスベストの影響については大気汚染防止法を遵守することと、事業計画地周辺で監視するので環境影響評価としての現地調査は行わないということです。これについて、監視するのであれば、それを準備書に記載してもいいのではないかと思います。また、事業計画地周辺とは、具体的にどこなのでしょう。

それから、実施計画書3-14頁の表3-15にアスベストの測定結果があり、広島市全般として全国平均より低いのですが、バックグラウンド地域としての住宅地域の平均値は全国平均よりも高くなっていることが奇異に感じます。また、その単位「f/L」は空気のリッター分のファイバーのことだと思いますが、詳しい説明が必要だと思います。そして、同表の発生源周辺という言葉について、この発生源とは何を指しているのでしょうか。

○事業者 現南工場のアスベストの除去工事に当たっては、労働基準監督署に施工計画を提出し、その内容の審査を受け、承認を得た後に工事を始めます。この施工計画に、アスベストが外に飛散しないように講じる対策や事業計画地周辺での測定による監視についての詳細を記載し、それを適切に実施していきます。

○堀越会長 そのことは準備書に記載されますか。

○事業者 準備書に記載します。また、表３－１５の発生源周辺という記載について、場所等の詳細は把握しておりませんが、表３－１５の同じ行に幹線道路沿線と記載があることと、古い自動車のブレーキパッドにはアスベストが含有されている場合があることを踏まえると、幹線道路沿線で測定した結果ではないかと考えます。また、広島市の住宅地域の平均値が高いということについては、アスベストには環境基準等が設定されていないため、測定値が高い、若しくは低いという議論は難しいと思いますが、この辺りの不明瞭な点については、準備書で分かりやすく記載します。

○堀越会長 発生源周辺については、それが何を指しているのか分かるような記載をお願いいたします。

○環境保全課長 補足説明ですが、本市ではアスベストの測定を昔から続けており、実施計画書３－１４頁の表３－１５は平成２９年度分のデータです。古くは広島市内にもアスベスト製品の製造工場が２つあり、その工場周辺の調査実績もありますが、現在は事業を止められており、そのような意味での工場のような発生源はなくなりました。そして、大型車両のブレーキパッドなどにはアスベストが含まれていたということで、今は道路交通においてアスベストが発生しやすいということです。発生源周辺という言葉が使われているのは、歴史的経緯からであり、南工場を発生源として捉えているわけではありません。また、同表の値はアスベストの存在を確認するために測定した空気中の繊維状物質の値であり、アスベストの値ではありません。そして、この値が１を超えた場合は、それがアスベストなのか、アスベスト以外なのかを調べるようにマニュアルで定められています。広島市の大気中にアスベストが飛び回っているという意味ではありませんので、きちんと準備書に記載するよう指導していきます。

○清水委員 発生源周辺の幹線道路沿線における平均値と最大値が同じ値ですが、これが正しい数値なのか確認していただきたいです。

○事業者 御指摘の件について確認します。

○堀越会長 実施計画書についての御質問は以上でよろしいでしょうか。それでは、事業者とコンサルタントの方は御退席ください。

【事業者等が退席】

○堀越会長 答申案について審議をします。資料６に委員の皆様の御意見とその取扱いが記載されており、その太字部分が転写され、資料７の答申案となっています。これらについて、いかがでしょうか。

○西村委員 資料６の整理番号２－２について、予測式はないと思うので、騒音の測定をすればいいと思います。小学校が休みの時期や寒くて窓を閉めている時期に工事をすれば、ほぼ影響はないと思います。窓が開いている時期に騒音の問題が起こる可能性があると思うので、予測できればいいですが、それはなかなか難しい。そのため、工事を行う時期を考慮していただきたいと思います。整理番号２－３については、準備書段階で改めて影響範囲を定めるということなので、問題はないと思います。

○堀越会長 資料７の前文も御確認いただけたらと思いますが、このような内容でよろしいでしょうか。

（委員からの意見なし）

○上村委員 資料４「４ 予測」に、予測の必要性に関する市民意見がありますが、フォトモンタージュはあまり費用がかかることではないと思いますので、予測する方がいいと思います。

○西村委員 同じく資料４「４ 予測」の騒音・振動についてですが、通常の稼働時にはあまり問題ないと思いますので、騒音・振動の予測の必要性に関する市民意見は稼働時のことを指していると思いま

す。工事のときの車両による騒音・振動については必要だと思いますので、予測していただきたい。

○堀越会長 前回、建屋の大きさは大きく変わらないという説明があったと記憶していますが。煙突の高さは59メートルで同じですが、建屋の容積はあまり変わらないということでしょうか。

○環境保全課長 資料8の議事録2頁を御覧ください。前回の審査会において、事業者から地下1階、地上5階建て、高さは約30メートル、現南工場より少し高くなると考えているとの回答がありました。また、煙突は現南工場と同じ59メートルを計画しています。本事業はデザイン・ビルド・オペレート方式という、民間事業者からの提案を募集し、市が一番優れた提案を選び、それから詳細設計、施工、管理運営を全て民間事業者に行っていただく事業方式ですので、建屋の詳細はその後に決まっていくことになります。

○堀越会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。答申案は資料7のとおりでしょうか。それでは特に御意見がないということなので、本日はこのあたりで終わります。追加の御意見等があれば事務局に提出してください。事務局は本日の議事録を取りまとめて、各委員に届けてください。そして、今回の審査会で出た意見を踏まえて、必要があれば答申案を修正してください。最終的な答申については、会長に御一任いただければと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

○堀越会長 ありがとうございます。それでは、事務局から今後の予定の説明をお願いします。

○環境保全課長 新型コロナウイルス感染症が流行して大変な時期にお集まりいただき、ありがとうございました。会長から御指示いただきましたとおり、本日の議事録を取りまとめ、皆様にお送りいたします。また、追加の御意見があれば4月6日頃までにメール等で御提出ください。委員の皆様の御意見を踏まえまして、必要があれば答申案の修正を行います。市長は審査会の答申をいただいた後、広島県の意見も踏まえまして、5月22日までに事業者に対して市長意見を述べます。その後、事業者は南工場建替事業に係る環境影響評価に着手します。事務局からの説明は以上です。

○堀越会長 それでは、本日はこれで終了します。くれぐれもお気をつけてお過ごしください。ありがとうございました。